

千葉県事業承継支援助成金 申請の御案内

令和2年4月

公益財団法人千葉県産業振興センター

経営支援部 総合支援室

TEL 043-299-2907

(公財) 千葉県産業振興センターでは、事業承継計画の策定や、M&A による第三者への事業譲渡など、事業者が事業承継に向けた取組みを実施するために要する、専門事業者への委託等の経費の一部を助成します。

1 事業概要

(1) 助成対象者

- ・ 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業者のうち、以下の全ての要件を満たすもの。
 - (1) 千葉県内に本社又は事業所を有するとともに、本助成金に関して実施する現地調査等に対し、千葉県内の本社又は事業所で対応できること。
 - (2) 事業承継を行うにあたり、引き続き県内で事業を営む者であること。
 - (3) 株式会社の場合にあつては、発行済株式総数の2分の1超を、中小企業者以外の会社に保有されていないこと。
 - (4) 千葉県税を滞納していないこと。
 - (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこと。
 - (8) その他、助成金を交付することが不適当と認められる者でないこと。
 - (9) 支援機関から推薦を受けた者であること。

(2) 助成対象事業

事業承継を目的に実施する事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 事業承継計画の策定委託
- (2) 企業価値の算定委託
- (3) 後継者の育成
- (4) M&Aの仲介委託等

※買収側の企業は対象外となります。

(3) 助成対象経費

事業	経費
事業承継計画の策定委託	・事業承継計画の策定委託料
企業価値の算定委託	・株価など企業価値の算定委託料
後継者の育成	・後継者の育成のためのセミナー等受講料
M&Aの仲介委託等	・仲介委託料、マッチング登録料、着手金

※以下の経費は除く。

- ・消費税・振込手数料
- ・専門事業者に対する顧問料等
- ・官公庁等の手続き及び書類作成、個別具体的な案件に関する訴訟・トラブル対応に係る費用
- ・M&Aの成立時に支払う成功報酬に係る費用

※交付決定日より前に発注・実施した事業にかかる経費は対象外となります。

(4) 交付要件

- (1) 交付を決定した日からその年度の2月末までに終了（精算を含む）する事業であること。
- (2) 国など他の機関から同種の助成を受けていないこと、又は受ける見込みのないこと。
- (3) 助成金の交付は、年度を問わず1事業者につき1回までとする。

(5) 事業期間

助成金交付決定日 ～ 令和3年2月28日（日）

(6) 助成率等

助成対象経費の2分の1以内（交付上限額：50万円）

2 申請方法

(1) 申請期間

令和2年4月6日（月）から随時受付（予算終了まで）

※申請書の記載漏れや添付資料に不備等がありますと受付できません。

(2) 申請書類

① 交付申請書（第1号様式）

② 申請企業概要

③ 事業計画書

④ 経費明細書

⑤ 役員等名簿

⑥ 暴力団排除及び性風俗関連特殊営業に該当しないことに関する誓約書

⑦ 株主名簿（持ち株比率のわかるもの）

⑧ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）又は個人事業主開業届の写し

※法人の場合は、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）の直近3か月以内に取得した原本を提出して下さい。

※個人事業者の場合は、個人事業主開業届の写し（税務署の受付印が押印されたもの）を提出して下さい。

⑨ 千葉県税の納税証明書（証明できる直近の年度のもの）

※千葉県税に滞納がないことの証明

※国税の納税証明書ではありませんので御注意下さい。

⑩ 確定申告書の写し

※法人の場合は、直近2期分の確定申告書全ての写しで、税務署の受付印（e-Taxの場合は受信通知）のあるものを提出して下さい。

※個人事業者の場合は、税務署へ提出した直近2期分の収支内訳書又は青色申告決算書（貸借対照表を含む）の写しで、税務署の受付印（e-Taxの場合は受信通知）があるものを提出して下さい。

⑪ 見積書の写し（事業の内容がわかるもの）

※交付申請額が100,000円以上の場合は、見積書を2社分提出して下さい。

※助成対象経費別に金額を記載して下さい。

※助成対象経費が委託料の場合は、金額の内訳（積算）も記載して下さい。

⑫ 委託契約書の案

※契約内容を具体的に記載して下さい。

⑬ 推薦書（第2号様式）

※申請者において、申請書類に推薦書を添付する必要はありません。

ただし、申請書類を支援機関に提出後、推薦書が発行されることが助成金交付の必須条件となります（詳細は後述）。

※上記資料に加え、チェックリストを提出願います。

※資料の追加を、必要に応じお願いする場合があります。

(3) 申請手順

① 助成金予算残額の問合せ（問合せ先：（公財）千葉県産業振興センター）

申請者は、(公財)千葉県産業振興センター窓口に対し、助成金予算残額を電話で問合せをする。

※助成金予算残額がない場合は、申請が出来ません。

↓

②申請書類の事前確認 (持参先：(公財)千葉県産業振興センター)

申請者は、(公財)千葉県産業振興センター窓口 (下記) に対し、申請書類のコピー ((12)推薦書を除く) を、直接持参する。

※窓口へ直接持参する日時が分かりましたら、事前に御連絡下さい

※窓口での受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時～午後5時までとなります。受付時に書類確認を行いますので、なるべく早めの時間に御来訪下さい。

※事前確認の終了後、(公財)千葉県産業振興センターから、申請書類 (押印した正式なもの) を千葉商工会議所に提出いただくよう御連絡いたします。

※申請書類の事前確認は、必ず窓口へ直接持参いただくようお願いします。

持参以外の方法、郵送、メール及びFAX等により提出された場合、受付できませんので御注意下さい。

※申請の受付順については、窓口へ持参した日時の順とし、予算が終了した時点で、受付を締め切ります。

※申請書類はコピーにより持参願います。押印は不要です。

※申請書類の内容については、必要に応じ追記・修正をお願いする場合があります。

※申請内容の確認のため、申請企業の現場に、職員が訪問させていただく場合があります。

※持参いただいた書類は返却いたしません。

申請書類の事前確認に関する窓口

〒261-7123

千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 WBGマリブイースト23階

公益財団法人千葉県産業振興センター 経営支援部総合支援室

TEL：043-299-2907 FAX：043-299-3411

Mail：shokei@ccjc-net.or.jp

↓

③申請書類の提出 (提出先：支援機関 千葉商工会議所)

推薦書の発行

千葉商工会議所に、申請書類1部及びそのコピー1部の合計2部を郵送により提出する。

千葉商工会議所において、申請書類の内容を確認し、事業承継に資するものと認められる場合、推薦書を発行する。

千葉商工会議所は、申請書類及び推薦書を（公財）千葉県産業振興センターに送付し、（公財）千葉県産業振興センターにおいて申請を受理する。

※申請書類1部とコピー1部の合計2部を送付願います。

※提出方法は、郵送のみとします。

※申請書類の内容については、必要に応じ追記・修正をお願いする場合があります。

※推薦書発行までに、手続き上時間がかかる可能性があります。

※提出いただいた書類は返却いたしません。

※申請書の受理には、千葉商工会議所が発行する推薦書が必須となります。

※申請書の受理または不受理について、結果を後日御連絡いたします。

申請書類の提出先・支援機関

〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館11階

千葉商工会議所 内 千葉県事業引継ぎ支援センター

TEL：043-445-8205 FAX：043-445-8206

↓

④ 交付決定通知書の受領・事業着手

（公財）千葉県産業振興センターにおいて、申請書類の内容を審査し、申請者に対し、交付決定通知書（第3号様式）を郵送する。

※事業着手の日は必ず交付決定の日以降として下さい。

事業着手が交付決定の日より前となった場合、助成金の対象外となりますので御注意下さい。

3 事業内容の詳細

助成事業の詳細については、「千葉県事業承継支援助成金交付要綱」を御覧下さい。

※実施結果の報告等、事業開始後に行っていただく事項等を記載していますので、必ず御一読下さい。

4 助成金全般に関する問い合わせ先

〒261-7123 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1

公益財団法人千葉県産業振興センター 経営支援部総合支援室

TEL：043-299-2907 FAX：043-299-3411

<申請に際しての注意事項>

- 1 国庫補助金等他の補助金・助成金、競争的資金の採択を受けた事業は、本事業の助成対象事業とはなりません。

他の制度への応募状況、採択の結果等をお申し出下さい。この申出に漏れがあった場合には、交付決定後であっても、本事業の採択の取消し等を行うことがあります。

- 2 助成金の対象は、交付決定日以降に発注等契約行為を行った経費となります。それ以前に発注等契約行為を行った経費は対象となりません。交付決定日以降、事業に着手して下さい。
- 3 応募に関連して提供された個人情報については、公益財団法人千葉県産業振興センター個人情報保護規程に基づき取り扱います。また、採択された事業の助成対象者、事業概要等につきましては、当財団ホームページで公表するほか、新聞社や関係機関への資料提供等を行います。